

建設経済常任委員会審査日程

招集日時：令和5年3月8日（水）午前10時

場 所：議事堂大会議室

※議案第17号・議案第30号の質疑と付託議案外質疑は、事前に文書で通告

1. 開議

2. 議案審査

議案番号	件名	備考
議案第13号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	一括議題
議案第16号	市道路線の廃止について	
議案第17号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）（所管事項）	
議案第18号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号）	
議案第22号	令和4年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）	
議案第24号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算	
議案第28号	令和5年度取手市競輪事業特別会計予算	
議案第30号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第15号）	

3. 付託議案外質疑

4. 市長提出議案の討論・採決

5. 請願審査

整理番号	件名	備考
請願第38号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	請願者発言

6. 請願の討論・採決

7. 閉会中の所管事務調査について（委員のみ）

8. 令和4年第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望、永山中学校・藤代南中学校との協働事業における生徒可決議案について（委員のみ）

9. 過日の委員派遣に関する派遣委員からの報告（委員のみ）

10. その他（委員のみ）

11. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**議案質疑・議案外質疑に係る原則課長補佐職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席**をお願いします。

建設経済常任委員会
「議案第17号」質疑事前通告一覧表

令和5年第1回定例会

議案番号及び議案名	質疑順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
議案第17号 令和4年度取手市一般 会計補正予算（第14 号）（所管事項）	1	小池悦子 委員	繰越明許費について	1 不測の日数を要した具体的な状況・理由 (1) 井野団地外周道路(市道0115号線他) (2) 駒場三丁目(市道1483号線他) (3) 桑原(市道3100号線他) (4) 東四丁目(市道4166号線他) (5) 桑原地区整備推進事業 (6) 都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業の茨城県と岡堰土地改良区との協議 (7) 稲雨水幹線整備事業
			取手駅東西口喫煙所管理に要する経費について	1 何か所か検討した候補地 2 現在の場所に決定した理由 3 安全性の確保や防犯対策などを重視しなければならない行政の責任と役割が果たせる選定場所となったと判断できるか 4 今からでも場所の見直しをするべきではないか

建設経済常任委員会
「議案第30号」質疑事前通告一覧表

令和5年第1回定例会

議案番号及び議案名	質疑順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
議案第30号 令和4年度取手市一般 会計補正予算（第15号）	1	細谷典男 委員	橋梁長寿命化事業及び山王地区通学路整備事業について	1 工事請負契約の解除の経過 (1) 問題の発覚から対応の経緯 2 違約金の算定 3 工事請負事業者の業務遅滞の理由、要因は何か 4 市の損失 (1) 損害の算出（新たに発生する歳出事業費は損害とらないか） 5 相手方に請求すること 6 当該請負事業者の指名参加願審査状況 7 代表者交代 8 市の責任の所在
	2	小池悦子 委員	橋梁長寿命化事業と山王地区通学路整備事業について	1 前払返還金の算定について基準等どのように算定されるのか 2 橋梁補修工事に伴う補償金の積算根拠 3 当該請負業者とのその後の連絡状況

建設経済常任委員会
「付託議案外」 質疑事前通告一覧表

令和5年第1回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	入江洋一 委員	新しく開通した県道守谷藤代線の安全対策について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市道0103号線との交差点から押しボタン式信号機までの区間の歩道へ防犯灯の設置を 2 新守谷藤代線と旧守谷藤代線の丁字路となるところの安全対策を
2	赤羽直一 委員	熔融スラグの使用について	<ol style="list-style-type: none"> 1 アスファルト・コンクリート製品にどの程度使われているか (1) 部署ごとの使用量 (2) 今後の方針
3	細谷典男 委員	桑原開発における地権者及び事業協力者との対応について	<ol style="list-style-type: none"> 1 地代、造成費などを地権者にどのように説明してきたのか 2 事業協力者選定に当たって上記についてどのような説明があったか 3 地権者は昨年10月説明会で示された自己利用の条件をどのように受け止めているのか 4 地権者の意向 5 開発に当たって事業協力者は自己利用をどのくらいまで許容するのか 6 地権者と事業協力者が交わした覚書は何か 7 覚書以上の約束、または考え方を示しているのか
		取手駅西口A街区開発における地権者との対応について	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同ビル開発・商業棟・駐車場棟に関わる地権者の要求は何か 2 市はどのように回答しているのか 3 回答を担保する諸施策、予算的裏づけを講じているのか 4 地権者に約束したものはあるのか（制度的な支援以外）
4	小池悦子 委員	稲地区の新たな分譲住宅地のごみ集積所問題について	<ol style="list-style-type: none"> 1 本会議答弁「利用者の皆様や地元自治会など関係者の皆様と協働しながら、丁寧に粘り強く対応していく」という具体的な内容
		生活応援商品券事業について	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用状況 2 現段階での課題と評価等

全国最低賃金額決定！

2022年度 都道府県別最低賃金(ランク分けと時間額)

Aランク

Bランク

Cランク

Dランク

全国加重平均額:961円

30円以上上がっているけど、納得感が無いよねえ～？

北海道
920

青森
853

秋田
853

岩手
854

山形
854

宮城
883

石川
891

富山
908

新潟
890

福島
858

佐賀
853

福岡
900

山口
888

島根
857

鳥取
854

兵庫
960

京都
968

福井
888

群馬
895

栃木
913

茨城
911

長崎
853

大分
854

広島
930

岡山
892

大阪
1,023

奈良
896

滋賀
927

岐阜
910

長野
908

山梨
898

埼玉
987

千葉
984

熊本
853

宮崎
853

愛媛
853

香川
878

和歌山
889

三重
933

愛知
986

静岡
944

神奈川
1,071

東京
1,072

沖縄
853

鹿児島
853

高知
853

徳島
855

「最低賃金制度」とは？

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者（経営者）は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰（50万円以下の罰金）が定められています。

厚生労働省 HP より抜粋

改定はいつから？

10/1～10/9の期間で各都道府県から最低賃金の確定がおこなわれる予定です。

茨城県は、10/1から改定されます。（911円です。）

茨城県の最低賃金 10月1日から911円に

～ 今すぐ1,000円以上 めざせ1,500円! ～



- ・高校生も含めて茨城県内で働くすべての労働者が対象です。
- ・茨城県内における経営者は、時給911円未満で働かせることは法律違反です。
- ・最低賃金未満で働いていた場合、差額を後日請求することができます。
- ・月給者であっても、月給が158,332円(911円×173.8時間)以下の場合、最低賃金以下になります。

今年32円引き上がったけど、大井川県知事も十分な引き上げ額と言えないと言っているわ!

<関東地方の最低賃金>

	引き上げ額	最低賃金額
東京都	31円	1,072円
神奈川県	31円	1,071円
埼玉県	31円	987円
千葉県	31円	984円
栃木県	31円	913円
茨城県	32円	911円
群馬県	30円	895円

全国加重平均 961円



日本の最低賃金制度の問題点

- ①最低賃金額が低すぎる。
- ②全国一律でないため、都道府県によって最低賃金額に格差がある。
- ③中小企業支援が貧弱。

コロナ禍、物価高だからこそ、全国一律今すぐ1,000円以上、1,500円をめざすべきだ!

茨城労連の取り組み その1

茨城労連が、2020年に実施した最低生計費試算調査では、水戸市在住の25歳単身男性の最低生計費は252,087円で、年収に直すと約300万円。時給で1,687円になりました。

この結果は東京の北区よりも高い金額で、最低賃金を全国一律1500円以上にすべきという根拠になっています。

茨城労連の取り組み その2

茨城労連が取り組んでいる公契約アンケートでは、市町村の会計年度任用職員(非正規職員)の比率が41.8%、平均時給が916円で、会計年度任用職員の80.9%が女性であることが明らかになりました。非正規労働者の問題は女性の問題でもあり、最低賃金の低さが男女間の賃金格差を作り出しています。ジェンダー平等の問題です。

茨城労連の取り組み その3

茨城労連は、最低賃金の引き上げに合わせ、初任給を20万円以上にすることを求めています。

発行：茨城県労働組合総連合(茨城労連)

〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部 295

Tel 029-219-1031

茨城県最低生計費試算調査の結果について

—新型コロナによる経済不況を抜け出すには、最低賃金を全国一律で1,500円以上に—

2020年7月27日 茨城県労働組合総連合

○現在の茨城県の最低賃金は849円である。この金額では、フルタイムで働いたとしても月額14万円にやっと届く程度である。ここから税金などを差し引くと可処分所得は10万円ほどであり、ワーキング・プア状態である。

○今回、茨城県労働組合総連合（茨城労連）では、茨城県で**労働者がふつうに暮らすために必要な費用**を科学的データにもとづいて明らかにした。

○具体的には、主に茨城労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「**生活実態調査**」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「**持ち物に関する調査**」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「**マーケット・バスケット方式**」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定した。

○調査には、約**1358**名が回答をしている（回収率約**19.4%**）。今回は、その中から茨城ではたらく10～30代で一人暮らしの若者**190名**分のデータの分析結果を報告するものである。

○水戸市内で**若者がふつうに一人暮らしをするためには**、男性＝**月額252,987円**、女性＝**月額251,124円**（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると**約300万円**となる（軽自動車所有ケース）。ちなみに、昨年東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されたが、男性＝月額249,642円、女性＝月額246,362円であった（ともに税・社会保険料込み）。

○この生計費で想定した「ふつうの暮らし」の内容は、以下のようなものである。

- ・水戸市茨城大近辺の25㎡の1Kのワンルームマンション・アパートに住み、家賃は35,000円（2階、エアコン付き）。中古の軽自動車（44万円）を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用している。自動車関連費は月額約25,000円。
- ・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。
- ・1か月の食費は、男性＝約42,000円、女性＝約33,000円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食についてはコンビニなどでお弁当を購入（1食あたり500円）。そのほか、月に2回、同僚や友人と飲み会・会食行っている（1回当たりの費用＝3,500円）。
- ・休日は家で休養していることが多い。1泊以上の旅行は年に2回で、その費用は年間6万円。月に4回は、恋人や友人たちと郊外のショッピングモールに行き、映画・ショッピングを楽しんでいる（1回2,000円で月に8,000円）。

○試算の月額を、賃金収入で得ようとする、**時給換算で男性＝1,456円、女性＝1,445円**（中央最低賃金審議会で用いる労働時間＝月173.8時間で除した場合）になるが、これはお盆もお正月もGWもない、非現実的な働き方である。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月150労働時間）してみると、**男性で1,687円、女性で1,674円**となる。これまでに調査を行った21都道府県の結果と大きな差はない。つまり、**最低賃金を全国一律で1,500円以上に引き上げなければならない**という結論である。

○緊急事態宣言が発令されても休業しないで社会を支えたエッセンシャルワーカーは、最低賃金近傍で働く割合が高い。彼ら彼女らの仕事に報いるためには、最低賃金はふつうに暮らせる水準まで引き上げなければならない。いま、貧困と密を減らすことが最大のコロナ対策である。最低賃金は凍結ではなく、大幅に引き上げる局面である。

令和5年3月8日

取手市議会議長
金澤克仁様

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) まちづくり振興部の所管に関する事項
- (2) 建設部の所管に関する事項
- (3) 都市整備部の所管に関する事項
- (4) 農業委員会の所管に関する事項
- (5) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

現議員の任期満了の日まで

【建設経済常任委員会】令和4年第2回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	紙と電子化を両面で進める上でセキュリティ対策強化が重要。そのことが市内中小企業にも影響ができるとよいのではないかと。	<p>本市のデジタル化の推進については、総務部情報管理課を中心に取組を進めています。例えばオンライン申請手続きによるペーパーレス化や、キャッシュレス決済の実現等により、事務手続きの効率化や市民サービスの向上が図れるよう、デジタル技術の活用を検討しているところです。</p> <p>ご指摘のように、デジタル化の推進には中小企業をはじめとした事業者の理解・協力が不可欠であり、セキュリティ対策についても万全を期す必要があることから、引き続き国の動向に注視しつつ、庁内関係課と連携を図りながら調査研究を進めています。</p>
2	市のレベルで中小企業の支援をしてほしい。海外進出の支援（税制指導・海外への登記など）を。	<p>市では市内中小企業を支援するために、事業資金融資の斡旋や販路拡大の支援、起業家支援等、幅広い事業者層に対応できるよう展開しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、「事業継続応援給付金」や「事業者応援一時金」、「事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金」等、コロナ禍により疲弊している中小企業等への事業継続に向けた補助事業を実施するとともに、「プレミアム付商品券」、「生活応援商品券」の実施により地域経済の活性化に繋げているところです。</p> <p>海外進出に向けた支援については、現在のところ具体的取組には至っておりませんが、国や県等の関係機関を通じて、海外企業とのビジネスネットワークの構築や各種相談会への参加、取引に必要な事務手続きサポート等、全国の優良事例等を参考に調査研究を進めています。</p> <p>また、令和4年12月には「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。本条例は中小企業等の振興に関し、本市の基本的姿勢や方向性を定めるものであり、今後更なる市内経済の活性化が図れるよう、中小企業等の振興支援に努めています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援では様々な分野、視野を広げていくことが大事。 ・創業支援について、市には啓発的なことをやってほしい。スタートするときに一番大事、どうやったら創業できるのかなどスタートを支援することが必要。また若い人や、やる気のある人を支援することは、とても大事。 	<p>市では「起業でまちを元気にする」をキーワードに、起業家タウン取手の実現を目指すため、平成27年度から（一社）とりて起業家支援ネットワークと連携し、創業支援事業を展開しております。事業内容としては、起業を希望する方、起業して間もない方を対象に起業に必要な経営ノウハウを学ぶ「創業スクール」をはじめ、市内で起業をした事業者に対して、初期費用を補助する「産業振興チャレンジ支援事業補助金」、インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対して、利用料金の一部を補助する「市民事業活動促進補助金」等があります。</p> <p>また、学生や若い世代の方の起業に関する理解と関心を高めることを目的に、ビジネスプランコンテストも開催しているところです。</p> <p>市としては、若い世代をはじめとした幅広い年代の方に、起業に向けた機運の醸成を図るとともに、起業希望者や新規起業家のニーズに応えた支援事業の展開が図れるよう努めています。</p>
4	<p>八坂神社のお祭りについて、コロナ禍の中で開催する場合、取手市基準を決めるのに、もっと介入してほしい。八坂のお祭りを取手の祭りにできないのか。</p>	<p>市や観光協会では、地域のにぎわいを創出し、活性化が図れるような観光振興を目的とした祭りやイベント、地域商店街の活性化や商業の振興育成が図れるような事業に対し、補助金の交付や人的支援、広報周知に関する協力などを行っています。</p> <p>八坂神社例大祭などの直接的な神事への介入については、政教分離の原則から難しいところですが、沿道周辺のにぎわいを創出するイベントの部分に関しては、夏祭りを実施する地元商業関係者などで構成する実行委員会に対して補助金を交付して支援しています。</p> <p>市では引き続き、地域のにぎわいを通して、まちの活性化が図れるよう、商工会やイベントを主催する関係団体と連携し、取組を進めています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
5	ごみの分別が他市町村と比べて厳しすぎる。	<p>常総環境センターでは、住民代表で組織した検討委員会を経て、資源化の促進・排ガス抑制・最終処分量の縮減などの環境保全を目的に、平成24年4月から現在の5種16分別を実施しています。</p> <p>市には、今回の「分別が他市町村に比べて厳しい」というお声は届いていない状況でした。問い合わせなどでは「どのように分別したらいいのか」というような内容があったところ です。</p> <p>市では、第二次取手市地球温暖化防止実行計画事務事業編に基づき、ごみ分別の徹底を行い、ごみ排出量の減量に努めている立場です。</p>
6	不燃物はどうやって処理しているか調べてほしい。	<p>常総環境センターに運ばれた不燃ごみは、初めに手選別によって危険物を取り除き、次にアルミ・鉄類といった資源物とその他のごみに分別をします。</p> <p>その後、アルミや鉄類の金属系の資源物はリサイクル業者に売却され、建築資材やアルミ缶などにリサイクルされていきます。その他のごみは、可燃ごみと同様に焼却処分となる状況です。</p>
7	市の施設にごみの分別を正しく行っているか査察を入れるべき。	<p>市では、第二次取手市地球温暖化防止実行計画事務事業編に基づき、ごみ分別の徹底を行い、市内ごみ排出量の減量に努めています。</p> <p>その他の市の施設においても所管課を通じて、ごみの分別の徹底や排出量の削減については、周知啓発を行っている状況です。</p>
8	アートがあるまちづくりを推進しているのならば、駅前等に電気自転車を置いて利用できるようにしてほしい。	<p>原動機付自転車のレンタル利用については、利根川サイクルステーションのみで、駅前では実施していない状況です。</p> <p>市では、自転車活用推進計画の策定を進めており、自転車の普及促進や安全利用の周知啓発、観光振興が図れるよう、市民や専門家の御意見を踏まえ、内容の検討を行っております。御要望いただきました御意見も含め、導入に向けて市内関係課や関係機関などと協議検討を進めています。</p>
9	ふれあい道路周辺、宮ノ前ふれあい公園近くの病院と動物病院があるところに、病院に救急車が来ると動物病院に来院の人が、駐車場がいっぱいで歩道に停まって列をなし、通行できない状況になっている。自転車・車椅子が通れないので、市として対策をとれないか。	<p>御指摘の事案については、今現在、市民の方から担当の管理課などには通報が届いていない状況です。情報収集を行い、事態の把握に努めていきたいと考えています。また、御指摘の事案が常態化するようであれば、沿道を利用されている原因者への注意喚起を、今後図っていきます。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
10	<p>移動手段が少ない、バス停が少ない、夜道が暗い。</p>	<p>移動手段が少ないというご意見について、市内にはJR常磐線と関東鉄道常総線の2つの鉄道があります。取手駅、藤代駅を起点として、市内市外に向けてバスの路線網が広がり、更にそれらを補完するように、コミュニティバスが7ルート運行しています。また、市内に本社機能を持つタクシー会社も7社あります。比較的恵まれた交通機関の状況にあるかと思えます。しかし、高齢化が進むことによりニーズが変化していることも事実であると考えています。</p> <p>バス停が少ないというご意見について、路線バスのバス停は一般的に、300メートルから500メートルの間隔で設置されています。コミュニティバスのバス停については、利用者が高齢の方が多くなっている傾向もあり、配置間隔を路線バスと比べ短くしています。市内の停留所数については、路線バスで約200か所、コミュニティバスでは約300か所となります。</p> <p>夜道が暗いというご意見について、街灯等の整備ということになると思いますが、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理を行っております。設置基準は、市が管理する公道周辺や通学路などにおいて、交通安全上または防犯上、特に必要と認められる場所、また公共施設利用の安全性の見地から必要と認められる場所において、おおむね50メートル間隔で設置している状況です。この防犯灯については現在、設置のご要望がある場合には、市政協力員の方を通じて担当課に申請をいただいているところです。また、設置する場所についても、私有地である場合にはその所有者の同意書等をいただいで設置している状況です。地区の皆様の総意をもって担当課に申請していただき、その申請により、設置の必要性などを勘案して進めています。</p>
11	<p>桑原地区の開発に伴う取手市の交通網の利便性向上について。通学路の安全対策や時間帯に応じたバスの運行で、快適な環境がつかれるのではないかと。縦割り行政ではなく壁を越えて地域の課題を解決してほしい。</p>	<p>桑原地区開発区域には、寺原小学校、取手第二中学校の学区に含まれています。通学路の安全対策については教育委員会、小中学校、また建設部門など関係機関と連携を図りながら、対応を検討していきます。また、交通利便性の向上については、開発に伴い、路線バス等の公共交通機関の充実が期待できます。これも含めて、市内の公共交通の利便性の向上を図っていきます。</p>
12	<p>桑原地区開発について、イオンと地権者との進捗状況について詳細を知りたい。</p>	<p>詳細がまとまり次第、市の広報紙などを通じてお知らせをする予定です。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
13	取手駅西口 A 街区開発の進捗状況について詳細を知りたい。	新しい取手駅西口の交通広場の施設の概要は、バス停5か所、タクシー乗降場、身障者用の乗降場1か所、一般車乗降場5台程度、またエレベーター2基を設置する計画で今進めています。その他歩行者動線の快適性、利便性が向上されていくというところに効果が期待できます。その他都市景観を考慮した照明、花壇、ベンチなどの設置等、利便性に加え景観性も向上していくことが期待できます。
14	改修している駅前ロータリーの利便性、共同ビルで取手市は何に使うのか。	再開発ビル内に整備を検討している公共施設については、多目的交流機能や市民活動支援機能、また子育て支援機能など、複数の機能を持たせることを想定しております。この整備により、多くの方々に利用していただけるよう、魅力的かつ利便性が高く、市全体の将来的な発展につながるような公共施設になるよう、今後も検討を進めています。
15	高齢者専用マンションについて進めてほしい。	市で運営する高齢者専用マンションは計画していません。民間事業者のプラン等をご利用いただければ幸いです。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・コミバスの必要性を感じる。 ・コミバスの充実。 ・コミバスの使い勝手が悪い。 コミバスについての利用しやすいルートの検討	<p>現在コミュニティバスについては、7台で7ルートを実行しています。限られた予算の中で実行していますので、充実というご要望でのバス車両の追加導入は難しいと考えます。しかし、利用実態や市内全体のバランスなども考慮し編成していく必要性は十分認識しています。いずれかの一部を充実させようとする、その代わりにいずれかを削減または廃止する必要性が出てくることも考えられますが、コロナ禍の影響ということも引き続き配慮しながら、利用実態を把握して、より使いやすく利便性の高いルートダイヤの検討を進めています。</p> <p>次にタクシーの充実というご意見について、市内に本社機能のあるタクシー事業者が7社あります。保有している車両台数については、コロナ禍の影響もあり、令和3年度は、コロナ禍前と比較し減少したというお話もいただいています。これは新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少が原因の一つにあると同様です。これまで市では、国のコロナ交付金を活用して、交通事業者の事業継続を支援してきましたが、実際に利用していただく方がいなければ、事業は縮小してしまうので、タクシーも含めた公共交通機関の積極的なご利用をお願いしています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
17	コミバスの件でハブ方式を作ってほしい。藤代と市役所のシャトルにする。	現在のコミュニティバスネットワークの概要や考え方について、取手駅を中心としたルート設定にしています。取手駅周辺のようにバス利用者が目的とする施設が集中しているエリアは、人口集積も高い地区であり、取手駅を中心として中央循環東ルート、中央循環西ルートを設定しています。この2つのルートを中心として、市内を西部地区、北部地区、東南部地区、東北部地区の4地区に分け、それぞれのルートを設定し、これに加え、小堀地区のアクセス確保のため小堀ルートも設定して、それぞれ乗り継ぎ拠点という箇所を経由し、各ルートから中央循環東西ルートに接続しています。このような路線配置にすることにより、アクセス性を高めています。
18	コミバスにトイレを設置してほしい。	現在運行しているコミュニティバスは、全長7メートルのコンパクトなバスを使用しています。これは狭い住宅団地などにも乗り入れができるような車両の選定をしています。トイレの設置には、車両の大型化が必要になり、バス車内トイレの設置は難しい状況です。
19	コミバスには審議会があるのか、ないのか、教えてほしい。	コミュニティバスの運行については、道路運送法に基づき、取手市地域公共交通会議において協議を行っています。審議会という名称ではありませんが、協議会があります。
20	桑原地区の開発で新しい駅ができるのか。現在の交通網は良いとは言えない。道路整備も取手市はできているとは言えない。交通網の利便性の向上を図ってほしい。	現在のところ、桑原地区の開発計画の中で新駅の計画は含まれていません。本地区は、取手駅から約2キロ、それから藤代駅、常総線の各駅からも近いことから、まずはその駅と桑原地区が結ばれるような、路線バス等の公共交通の充実を図ることが、市内の公共交通利便性の向上、それから波及効果となり、地域の活性化につながるものと考えます。
21	取手市は高齢化が進んで、自分は取手地域に住んでいるが買い物環境が縮小してきている。桑原地区の新駅の話は頑張してほしい。市内、車イスでの移動が不便。段差や歩道が狭いなど、環境改善、バリアフリー化を進めてほしい。（取手駅東口周辺にお住まいの方からの声。）	市道のバリアフリー化については、建設部と連携を取りながら進めていきたいと考えています。公共交通のバリアフリー化としては現在、JR取手駅利用者の利便性向上、高齢者や障がい者などの移動の円滑化を図るため、JR取手駅構内のバリアフリー化設備の整備に係る費用について、市のほうから補助を行っています。令和5年度中には、1・2番線ホームへのエレベーター、それとホームドアの整備が完了する予定となっています。買い物環境は移動販売箇所を55か所に増やして対応中です。

【建設経済常任委員会】藤代南中可決議案調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>町をきれいにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ、自動販売機の横、公園、街中などにごみ箱を設置 ・設置したごみ箱の片付けを、回覧板を回して、当番制にする <p>外にごみ箱を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスターなどで、ごみ箱の設置に関する広報活動を行う。 ・カラスなどの被害を避けるごみ箱（蓋をつける、口を小さくするなど） ・当番制のゴミ箱管理 	<p>市では清潔で、きれいなまちづくりを推進するため、「取手市まちをきれいにする条例」を定めています。この条例の考え方として、ごみ箱を町の中に設置するのではなく、ごみは持ち帰り、ご自身で適正に処分していただくようお願いしています。そのような取組も含め、環境講座を通じて、皆様の環境意識の向上を図っている状況です。</p> <p>また、条例中に市民の皆様へ向けられた規定もあり、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>またホームページや広報紙では、空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て禁止、ペットのふんの持ち帰りといったことなどの呼びかけを行っています。</p> <p>清潔できれいなまちづくりのために、条例に基づいた取組を進め、環境講座などを通じて、市民の環境意識の向上に努めています。</p>
2	<p>住みやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街灯を増やす ・道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯を増やす <p>防犯灯については、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理が行われています。概ね50メートル間隔で設置されています。交通安全上や防犯上、また街並み等に配慮して必要な箇所について提言を行っていきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 <p>道路の不具合や危険箇所の把握は、市民の方からの電話やメールによるご連絡のほか、市担当者がパトロールを行っています。</p> <p>不具合箇所の損傷の程度により、市職員が直営で修繕、業者に依頼を行っています。</p> <p>議会でも、常に市民の皆様が利用する道路の利便性と安全性が高められるよう提言を行います。</p>

【建設経済常任委員会】永山中可決議案調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>街灯の整備と道路の整備を。危険なところの把握調査と工事 人口減少の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の草、暗い道路の整備 ・整備費をふるさと寄付金を活用し集める 	<p>防犯灯は、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理を行っています。設置の基準は、取手市が管理する公道周辺や通学路において、交通安全上または防犯上、特に必要と認められる場所、また公共施設の利用の安全性の見地から必要と認められる場所においては、おおむね50メートル間隔で設置しています。</p> <p>また危険なところの把握調査と工事について、道路の不具合箇所や危険箇所の把握は市民の方などから、電話やメールによる通報のほか、管理課職員による道路パトロールにより発見しています。</p> <p>修繕方法は、不具合箇所の損傷の程度により、経済性や難易度を考慮し、市職員により直営で行う場合と、損傷の規模が広範囲で多くの資機材が必要となる修繕の際には建設業者に発注するなど、その損傷状況に合った修繕方法で対応しています。</p> <p>市道の除草作業については、令和3年度では幹線道路などにおいて、道路の草刈り業務委託として、7件の委託を発注しており、実績額として4,363万1,000円となっています。</p> <p>また、市民の方から寄せられた除草要望は、管理課の職員で264件の除草作業を行っている状況です。</p> <p>取手市ではふるさと取手応援寄附金において、寄附金の使い道を選択して、皆様から寄附金をいただいているところです。しかしながら、市内にお住まいの方からの寄附に対しての返礼品の送付については、平成30年3月末をもって終了となっています。また、ふるさと取手応援寄附金とは別に、今現在、土木費寄附金として土木費への使用等を目的とした寄附金を受け付けており、こういったものが道路の整備にも役立てられるものと考えています。</p>
2	<p>道路の整備</p>	<p>通学路整備事業については、取手市通学路交通安全対策プログラムに基づき、各学校での通学路の安全点検の結果で、対策が必要な箇所が学務課に報告があり、取りまとめを行います。その後、合同点検を行い対策必要箇所の実施メニューを検討しています。</p>